

無資格で移動式クレーンの運転を行わせた事業者を 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検しました

- 無資格者の運転により移動式クレーンが転倒し、作業員が負傷 -

八王子労働基準監督署は、労働安全衛生法では、つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転の業務については、法令で定める資格を有する労働者でなければ当該業務を行ってはならないと定められていますが、その資格を有していない労働者が当該業務に就いていた疑いが認められたため、建設会社及び同社労働者Aを、労働安全衛生法違反の容疑で書類送検しました。

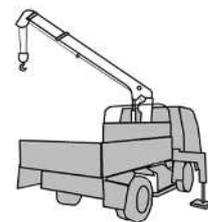
1 概要

土木工事現場において、つり上げ荷重1トン以上5トン未満の移動式クレーン（以下「小型移動式クレーン」という。）を労働者Aが運転して資材の積卸し作業を行っていたところ、小型移動式クレーンが転倒し、作業をしていた労働者が小型移動式クレーンと資材置き場のフェンスに挟まれ、全治4か月の重傷を負うという災害が発生しました。

捜査の結果、法定の資格を有しない労働者Aが、小型移動式クレーンの運転を行っていた疑いが認められたものです。

2 関係法令

- | | | |
|------------|----------------|--------------|
| (1) 建設会社 | 労働安全衛生法第61条第2項 | 同法施行令第20条第7号 |
| | クレーン等安全規則第68条 | |
| (2) 同社労働者A | 労働安全衛生法第61条第2項 | 同法施行令第20条第7号 |
| | クレーン等安全規則第68条 | |



無資格でドラグ・ショベルの運転を行わせた事業者を 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検しました

八王子労働基準監督署は、労働安全衛生法では、機体重量3トン以上のドラグ・ショベル()の運転の業務については、法令で定める資格を有する労働者でなければ当該業務を行ってはならないと定められていますが、その資格を有していない労働者が当該業務に就いていた疑いが認められたため建設会社及び同社労働者Bを、労働安全衛生法違反の容疑で書類送検しました。

ドラグ・ショベルとは、アーム、バケット等を備え、整地・掘削作業をするために使用する建設機械のこと。

1 概要

建設工事現場において、二次下請業者として土工事を施工する建設会社の現場代理人であった労働者Bが、法令で定める運転資格を有しないにもかかわらず、機体重量3トン以上のドラグ・ショベルの運転業務を行ったものです。

2 関係法令

- | | | |
|------------|----------------|---------------|
| (1) 建設会社 | 労働安全衛生法第61条第2項 | 同法施行令第20条第12号 |
| | 労働安全衛生規則第41条 | |
| (2) 同社労働者B | 労働安全衛生法第61条第2項 | 同法施行令第20条第12号 |
| | 労働安全衛生規則第41条 | |

